【資料4】

文化施策の評価方法の検討

評価手法

１次評価

事業所管課（行政・指定管理者）による

自己評価

・数値などの客観的データ、アンケート調査、聞き取り結果等を踏まえて、評価指標に基づき、定量・定性的に評価

２次評価

振興会議の委員（専門家等）による

第三者評価

・事業所管課による１次評価の説明などを踏まえて、１次評価と同様の評価指標に基づき、再度、定量・定性的に評価
・２次評価結果を踏まえ、今後の方向性及び今後の事業実施に向けての意見、アドバイス

効果

・事業の改善を行うことができ、千葉市文化振興計画の推進につながる
・事業内容の透明化を図ることで、基本施策に対する市民の理解が深まる
・事業を実施するにあたり、実施効果を見据えた展開が実現できる

評価イメージ図

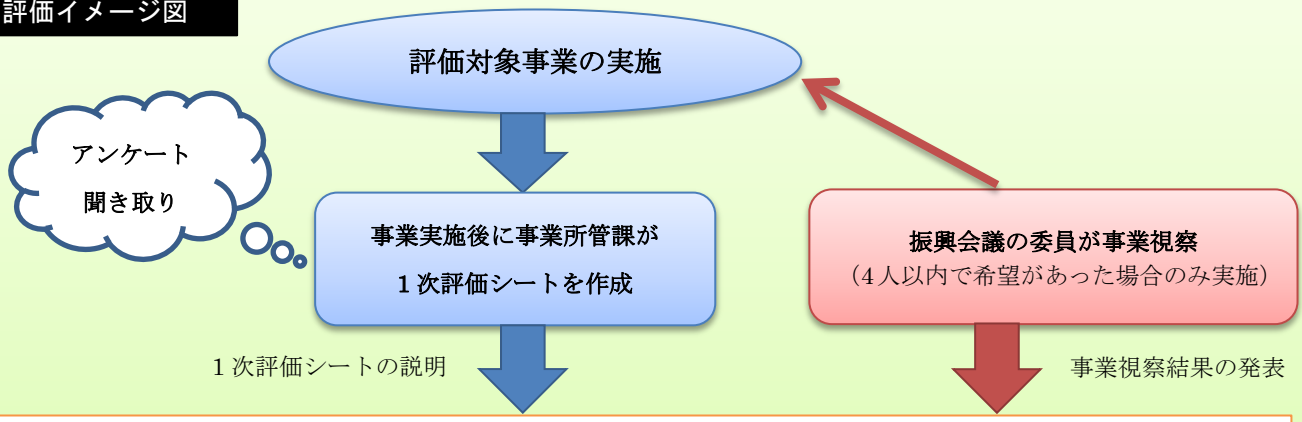

【千葉市芸術文化振興会議】

事業所管課による１次評価シートの説明（希望があれば事業視察結果）を踏まえて、振興会議上で２次評価を行う。会議後に事務局が２次評価シート(案)を作成し、次回の会議において内容の承認を得たうえで、１次評価シート及び２次評価シートをＨＰ等で公表する。

評価対象事業の選定

＜前提事項＞

・基本施策①～⑤の中から、選定条件に合致する文化振興課所管事業を事務局でいくつか選び、その中から振興会議において最大５事業を選定する
・事業は各基本施策からなるべく偏りのないよう選ぶ
・１回の会議で討議できる範囲の事業数とする

＜選定条件＞

以下のいずれかに当てはまる事業を評価対象事業として選定する
・各基本施策の推進に大きく寄与すると判断される事業
・時代に即した事業
・その他、振興会議が特に必要と認める事業

＜選定スケジュール＞ ※第２次千葉市文化芸術振興計画の期間中（平成 30 年度～34 年度）

【30 年度～33 年度】
毎年、基本施策①～⑤の中から、最大５事業選定して評価

【34 年度】
評価の振り返り